

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	大阪市 子ども・子育て支援等事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、子ども・子育て支援法による支給認定に関する事務及び児童福祉法による保育施設等の利用に関する事務(以下「子ども・子育て支援等事務」という。)で特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

子ども・子育て支援等事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規定の確認を行い、委託事業者に秘密保持を徹底させている。

評価実施機関名

大阪市長

公表日

平成30年11月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	大阪市子ども・子育て支援等事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、保護者からの申込みにより、施設型給付(保育所等の施設への入所)等にかかる認定を行うとともに、保護者からの申込又は職権により、認定の変更及び取消しを行う。保育施設・事業の利用にあたっては、保護者の希望に基づき利用調整を行う。 また、施設型給付等にかかる施設への給付(運営費の支払い)を行う。 なお、私立保育所に関しては市町村が保育料の徴収を行うこととされており、市町村が施設管理者として保育料の徴収を行う公立施設と併せて、月々の保育料の徴収・滞納管理を行う。
③システムの名称	総合福祉システム、統合基盤システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て支援等情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の第8の項及び第94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一の主務省令」という。)第8条第7号及び第68条第1号から第6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号 別表第2の第13の項及び第116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二の主務省令」という。)第10条の3及び第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども青少年局保育施策部保育企画課
②所属長の役職名	こども青少年局長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市こども青少年局保育施策部保育企画課 電話: 06-6208-8037 ファックス: 06-6202-6963

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

